

メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当申請書 並びに関税割当証明書の取扱い等について

メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当てについて（以下「メキシコ公表」という。）第13の規定に基づき、メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当申請書並びに関税割当証明書の取扱い等について（以下「メキシコ注意事項」という。）を、下記のとおり定め、令和8年4月1日から適用する。
なお、本メキシコ注意事項に変更等が生ずる場合には、ホームページ等によりお知らせする。

記

1 証明書の分割（申請）

- (1) 原則として証明書の分割は行わない。証明書の分割を必要としないNACCSシステムを活用すること。
ただし、NACCSシステムの不具合等により関税割当証明書の分割を必要とすることが確認できる場合に限り、関税割当証明書の分割を行う。
- (2) 証明書の分割を申請する者は、次の書類をメキシコ公表第5の発給窓口（以下「発給窓口」という。）に提出しなければならない。
 - ① 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4） 1通
 - ② 関税割当証明書（原証明書） 原本1通
 - ③ 関税割当返納確認書（メキシコ公表様式第1） 2通

2 証明書の名義変更（申請）

- (1) 証明書の「申請者氏名（名称）」欄に記載されている名義に変更があった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者は、変更後速やかに、発給窓口に変更の申請をしなければならない。
 - ① 法人又は個人事業者の「氏名、商号、屋号その他名称」に変更があった場合（②に該当する場合を除く。） 証明書の発給を受けた者
 - ② 相続、合併、会社分割又は事業譲渡・譲受により名義変更をする場合 相続人又は合併、会社分割後の新法人若しくは譲受法人（事業譲渡により事業を譲り受けた法人をいう。）の代表権者

(2) 証明書の名義変更の承認は、提出された書類から判断して、正当な手続を経て適法に行われていることが確認できる場合に限り行う。

また、相続が法人への遺贈の場合には、原則として名義変更は認めない。

(3) 提出書類

【共通】

① 関税割当証明書内容変更申請書（メキシコ注意事項様式第1） 2通

（注）当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合（相続又は事業譲渡・譲受による名義変更を除く。）には、関税割当証明書内容変更届出書（メキシコ注意事項様式第1） 1通

② 関税割当証明書（名義変更をするもの） 原本及びその写し 各1通

（注）当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通

【法人のみ】

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 写し1通

（注1）変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの。

（注2）合併、会社分割又は事業譲渡・譲受にあつては、当事者全てのもの。

（注3）合併、会社分割又は事業譲渡後に解散等した場合は、閉鎖事項全部証明書等。

④ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通

【名義変更を証する書類等】

⑤ 名義変更を証する書類等

イ 名義変更（ロからホまでを除く。）

取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出書等の写し

（注）個人事業者から「法人（代表権者は個人事業者名）」への名義変更の場合は、「個人事業の（開）廃業等届出書」の控えの写し1通

ロ 相続

税務署に提出した「個人事業者の死亡届出書」又はその他の提出書類の控えの写し1通

ハ 合併

1) 合併を決議したときの株主総会議事録（当事者全てのもの） 写し1通

（注）株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面。

2) 合併契約書 写し1通

- 3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第15条第2項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合には、その写し 1通
- 4) 合併の当事者のいずれかに、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書 写し1通

ニ 会社分割

- 1) 会社分割を決議したときの株主総会議事録（当事者全てのもの） 写し1通
（注）株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面。
- 2) 新設分割計画書又は吸収分割契約書 写し1通

ホ 事業譲渡・譲受

- 1) 事業譲渡・譲受を決議したときの株主総会議事録（当事者全てのもの）
写し1通
（注）株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面。
- 2) 事業譲渡・譲受契約書 写し1通
- 3) 独占禁止法第15条第2項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合には、その写し 1通
- 4) 譲渡法人が、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書 写し1通

3 証明書の内容変更（届出）

証明書に記載された次の事項に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を発給窓口に提出しなければならない。

届出該当事項：住所、法人の代表者名（役職、氏名）、電話番号

- ① 関税割当証明書内容変更届出書（メキシコ注意事項様式第1） 2通
（注）当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には1通
- ② 関税割当証明書（内容変更をするもの） 原本及びその写し 各1通
（注）当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通
- ③ 変更を証する書面（電話番号の変更のみの場合は不要）

イ 法人の場合

登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 写し1通

（注1）住所又は代表者名が変更になった場合で、変更後かつ届出日前1か月以内に交付されたものとする。

(注2) 登記簿に登記していない事務所を証明書の住所としている場合には、事務所建物の不動産登記事項証明書の写し又は賃貸契約書の写し 1通

ロ 個人事業者の場合

住所変更通知等変更を証する書面 1通

(注) 電話番号変更の場合は、変更を証する書類は不要とする。ただし、電話が繋がらない場合には通関時に貨物が止まるため注意すること。

4 証明書の再発給

(1) 再発給は、証明書を紛失し又は汚損した場合であった者に対して、提出された書類から判断し、確認できる未使用の割当数量の範囲内において行う。

なお、再発給する証明書の有効期間は、当初の証明書の有効期間とする。

(2) 証明書の再発給を依頼する者は、次の書類を、発給窓口に提出しなければならない。

① 関税割当証明書再発給依頼書(様式任意) 1通(記載要領7参照)

② 関税割当申請書(省令様式第1) 1通

③ 証明書を紛失した場合には、次の書類を提出すること。

イ 発給を受けた割当数量から既に使用した割当数量を差し引いた未使用の割当数量を確認できる書面 1通

ロ 紛失した証明書の写しがある場合には、その写し 1通

ハ 紛失した証明書で通関した輸入許可通知書等の写し 1通

④ 証明書を汚損した場合には、その汚損した証明書の原本

(3) 経済産業省は、証明書の再発給により無効となる原証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『JETRO通商弘報』において公告する。

なお、再発給日は、公告の日以降とする。

5 証明書の無効

(1) その他、メキシコ注意事項の規定に基づく各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要かつ重要な事実を告げなかった者若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者に対して、証明書の発給を行わないことがある。また、既発給の証明書については、発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。

(2) 上記(1)により、証明書を無効とする場合には、その証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『JETRO通商弘報』において公表する場合がある。

6 追加資料の提出

審査に必要な場合には、追加書類の提出及び説明を求めることがある。

7 その他

- (1) メキシコ公表第14の1に規定する場合とは、分割、名義変更（相続及び事業譲渡・譲受の場合を除く。）、内容変更及び再発給の申請及び届出は、代理申請を認める。
（注1）委任者自身が自署で作成したメキシコ注意事項に定める提出日前1か月以内に発行した「委任状（代理人用）」（メキシコ注意事項様式第3）を提出すること。
（注2）全体をタイプ等使用（委任者が法人の場合には、委任者欄のみゴム印使用は可）で作成した委任状による申請は、受理しない。
- (2) 身分確認について
申請窓口にお問い合わせのこと。
- (3) 提出書類の保存
メキシコ注意事項の規定に基づき、各種申請等で写しを提出した場合には、提出した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。
- (4) 申請書等の記載要領については、【別記】のとおりとする。

申請書等の記載要領

1 各種様式

(1) 省令で定める次の様式は、当省の関税割当ホームページから入手したものを使用すること。

なお、省令で様式を定めるものについては、申請者が独自に作成した様式による申請は受理しない。

① 関税割当申請書（省令様式第1）

（注）表面右上「原産地」欄に「メキシコ合衆国」、「根拠法規」欄に「経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条」と明記されていないものは、申請を受理しない。）

② 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4）

（注）表面右上「原産地」欄に「メキシコ合衆国」、「根拠法規」欄に「経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第4条」と明記されていないものは、申請を受理しない。

(2) メキシコ公表及びメキシコ注意事項で定める次の様式は、当省の関税割当ホームページから入手できる。

なお、メキシコ公表、メキシコ注意事項の各様式は申請者が作成しても差し支えない。

① 関税割当返納確認書（メキシコ公表様式第1）

② 関税割当証明書内容変更（申請・届出）書（メキシコ注意事項様式第1）

③ 委任状（法人権限委任用）（メキシコ注意事項様式第2）

④ 委任状（代理人用）（メキシコ注意事項様式第3）

⑤ 従業員である旨を証する書類（メキシコ注意事項様式第4）

（注）代表権者が提出日前1か月以内に発行したものとする。

2 共通事項

(1) 「申請者氏名（名称）」欄

① 法人にあつては、登記された商号（会社名）又は名称（団体名）を記載する。

② 個人事業者にあつては、個人事業者本人の名前を記載する。商号、屋号等を使用している場合には、それらも併記する。

(2) 「申請者住所」欄

① 法人にあつては、登記された本店又は実際の営業所（輸入業務を行う）の住所を記載する。

② 個人事業者にあつては、印鑑登録証明書の住所を記載する。

(3) 「法人番号」欄

申請者が法人である場合、法人番号指定通知書に基づき法人番号を記載する。

(4) 「電話番号」欄

担当者の所属する部署の電話番号を記載する。日中に連絡がとれない場合等やむを得ない場合は携帯電話番号も可とする。

(5) 「代表者名」欄

- ① 法人にあっては、次の記載例により、代表権を有する役員の印鑑証明書の役職名とともに記名する。

(記載例) 代表取締役 ○○○○

(注) 代表権者から権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)の名で申請する場合には、受任者が役職名とともに記名する。この場合、代表権者からの委任状が必要となるので、提出日前1か月以内に発行したメキシコ注意事項様式第2の「委任状(法人権限委任用)」又はそれに準じて作成した委任状を提出すること。

- ② 個人事業者にあつては、個人事業者本人が記名する。

(6) 「資格」欄

- ① 法人にあっては、「代表権者」と記載する。
なお、受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。
- ② 個人事業者にあつては、「本人」と記載する。

(7) 「申請年月日」欄

申請をする年月日を記載する。(記載例) ○○年○○月○○日

3 関税割当申請書

(1) 「関税率表番号」欄

次表の記載例により割当物品の関税率表番号を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
くえん酸及びくえん酸カルシウム	2918.14 2918.15-1

(2) 「品名」欄

次表の記載例により割当物品の名称を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
くえん酸及びくえん酸カルシウム	くえん酸及びくえん酸カルシウム

(3) 「数量及び単位」欄

申請する割当数量を、次表に掲げる単位を用いて、かつ、整数(小数点以下は切り捨てる。)により記載する。

割 当 物 品	単 位
くえん酸及びくえん酸カルシウム	kg

4 関税割当証明書分割申請書

(記載例)

※ ¹ 関税割当 証明書番号 20●●MEX第100001号	※ ² 割当数量の分割の内容				
	I	II	III	IV	V
	500kg	1,700kg			
	VI	VII	VIII	IX	X
※ ³ 分割の理由	複数の税関で同時に割当物品を通関させるため。				

- (※1) 「関税割当証明書番号」欄には、分割をする元の証明書の証明書番号を記載する。
 (※2) 「割当数量の分割の内容」欄には、申請時の割当数量の残量を分割した数（小数点以下も可）を記載する。
 (※3) 「分割の理由」欄には、簡潔に分割の理由を記載する。

5 関税割当証明書内容変更申請書

「証明書の番号」欄には、内容変更の申請をする証明書の証明書番号を記載し、内容変更の種類に応じて、次により各欄に必要な事項を記載する。

(注) 様式の名称中「届出」の文字を二重線 (=) で消して使用すること。

(1) 割当数量の変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
数量及び単位	※ ¹ 1,000kg	※ ² (空欄)
変更の理由	契約の変更により、輸入数量が減少するため。	
A 割当数量の現在残量	B 返納数量	C 今後の使用予定数量
※ ³ 764.158kg	※ ⁴ 264.158kg	※ ⁵ 500kg

- (※1) 割当数量（過去に変更されている場合には、変更後の割当数量）を記載する。
 (※2) 何も記載しない。変更後の数量は経済産業省で印字する。
 (※3) 申請時の割当数量の残量を記載する。
 (※4) 今回返納することとなった数量を記載する。
 (※5) 今後使用する予定数量を記載する。

(2) 名義変更（合併、会社分割、事業譲渡・譲受の場合を除く。）

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	ㄱㄱㄱ ※ ¹ ○○○○	ㄱㄱㄱ ※ ² △△△△
変更の理由	(例) 会社名を変更したため。	

- (※1) 変更前の申請者名（現に関税割当てを受けている者）を記載する。
 (※2) 変更後の会社名等を記載する。

(3) 相続による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名(名称)	フリガナ ※1 ○○○○	フリガナ ※2 △△△△
変更の理由	(例) 相続により、この証明書を承継するため。	

(※1)被相続人(現に関税割当てを受けていて亡くなった方)の氏名を記載する。

(※2)相続人の氏名を記載する。

(4) 合併による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名(名称)	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
申請者住所	○○○○	△△△△
代表者名	フリガナ	フリガナ
(役職)	□□□□ ○○○○	(役職) □□□□ △△△△
電話番号	○○○○	△△△△
法人番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) 合併により、この証明書を承継するため。	

(※1)合併前の旧法人(現に関税割当てを受けている者)の名称、住所、代表者名、電話番号、法人番号を記載する。

(※2)合併後の新法人の名称、住所、代表者名とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

(※3)役職も併せて記載する。

(5) 会社分割による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名(名称)	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
申請者住所	○○○○	△△△△
代表者名	フリガナ	フリガナ
(役職)	□□□□ ○○○○	(役職) □□□□ △△△△
電話番号	○○○○	△△△△
法人番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) 会社分割により、この証明書を承継するため。	

(※1)会社分割前の旧法人(現に関税割当てを受けている者)の名称、住所、代表者名、電話番号、法人番号を記載する。

(※2)会社分割後の新法人の名称、住所、代表者名とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

(※3)役職も併せて記載する。

(6) 事業譲渡・譲受による名義変更（法人の場合に限る。）

(記載例)

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
申請者住所	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
代表者名	(役職) □□□□ ○○○○	(役職) □□□□ △△△△
電話番号	○○○○	△△△△
法人番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) ○○の事業を譲り受けたことにより、この証明書を承継するため。	

(※1) 事業譲渡法人（現に關稅割当てを受けている者）の名称、住所、代表者名、電話番号、法人番号を記載する。

(※2) 事業譲受法人の名称、住所、代表者名とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

(※3) 役職も併せて記載する。

6 關稅割当て證明書内容変更届出書

「證明書の番号」欄には、内容変更の届出をする證明書の證明書番号を記載し、次の記載例により各欄に必要事項を記載する。

(注) 様式の名称中「申請」の文字を二重線(=)で消して使用すること。

事務所の住所と電話番号が変更された場合には、次の記載例による。

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者住所	○○○○	△△△△
電話番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) 事務所を移転したため。	

7 關稅割当て證明書再発給依頼書

(1) 「再発給依頼書」の様式は、任意とするが、様式の大きさは、A列4番とし、次のa～1までの各項目を記載し、紛失した時の状況又は汚損した時の状況、割当てを受けた数量の使用状況等を説明し、證明書の再発給を依頼する文言を付して、記名する。

a 依頼者氏名（名称）、b 住所、c 依頼年月日、d 電話番号、e 紛失又は汚損した證明書の番号、f 法人番号、g 割当年月日、h 有効期間満了日、i 關稅率表番号、j 割当物品名、k 当初の割当数量、l 現在までに使用した割当数量及び未使用の割当数量

(2) 再発給用の關稅割当て申請書（省令様式第1）1通を上記1から3により作成する。「数量及び単位」欄には、未使用の割当数量を記載する。

(以上)